
2. 12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です
～「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」(12月5日(火)オンラインLIVE配信)
を開催します～

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮する妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人権を不当に傷つける等人権に関わる許されない行為です。また、企業にとっても、会社秩序の乱れや業務への支障が生じたり、貴重な人材の損失に繋がるなど社会的評価も悪影響を与えかねない大きな問題です。

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な広報を実施します。

その一環として、「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」を12月5日(火)にオンラインで開催しますので、是非ご覧ください。

◆「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」

- ・開催日：令和5年12月5日(火)13:30～15:15(13:00 オンライン画面スタート)
- ・会場：オンラインで配信
- ・参加費：無料
- ・内容
 - 基調講演：「企業のカスタマーハラスメント対策について」
 - 講師：齊木 茂人 氏(公益財団法人消費者関連専門家会議(ACAP)専務理事)
 - パネルディスカッション：「企業のカスタマーハラスメント対策の取組事例について」

【詳細・参加申込はこちら】

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

●ハラスメント対策の総合情報サイト「あかるい職場応援団」

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室(022-299-8844)

3. 年末年始における年次有給休暇取得促進について

楽しむ冬、休みをつなげて、
もっと楽しく

事業主の皆様へ

年末年始に年次有給休暇を上手に活用するためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇(※2)の制度の導入が効果的です。

年末年始の年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに向けて、ぜひ制度の導入をご検討ください。

(※1)年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができます。

(※2)年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能になります。

●年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室 (022-299-8844)

4. 在籍型出向で新しいスキルを身につけてみませんか？

労働者のスキルアップの方法として、「在籍型出向」があります。産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）では、在籍型出向で労働者のスキルアップに取り組む事業主に対して助成を行っています。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

※産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース）は令和5年10月31日付で廃止となりました。

●厚生労働省ホームページ（産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00012.html

【お問合せ先】 助成金センター（022-299-8063）

5. 「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」（伴走型※）開催のお知らせ

「中小企業育児・介護休業等推進支援事業」（厚生労働省委託事業）では、「仕事と育児・介護の両立支援セミナー」を開催します。

【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、改正育児・介護休業法のポイントはもちろん、スムーズな育休・介護休業取得や職場復帰に向けて活用できるツール、マニュアルを用いた支援のステップ、男性育休のよくあるお悩みや、介護離職防止の取り組み例など、最新の企業事例も交えてご紹介します。

※伴走型セミナーとは、相談の時間を設けながら進めるセミナーです。1社につき1名の両立支援プランナーが、企業様毎の課題や相談・疑問点をサポートします。今、何をすれば良いかまだよくわからないと思う方にもオススメです。

育休・介護休業が取得しやすい職場環境の整備がますます重要となってきています。

企業の人事労務ご担当の皆さま、社内環境整備に関心をお持ちの方はご予定に合わせて、是非お申込みください。

【開催日程及びお申込み】

●12月8日（金）13：30～

仕事と育児・介護の両立支援セミナー（伴走型）

場所：仙台市産業振興事業団 会議室（AER7階）

主催：株式会社パソナ 育児・介護支援事務局
（厚生労働省委託）

共催：仙台市／仙台市産業振興事業団

定員：15社（1社につき2名までご参加可能）

<https://ikuji->

[kaigo.com/host_seminar.html#20231208](https://ikuji-kaigo.com/host_seminar.html#20231208)

【お問合せはこちら】

株式会社パソナ 育児・介護支援事務局（厚生労働省委託）

<https://ikuji-kaigo.com/>

TEL：03-5542-1740

6. 宮城県事業復興型雇用創出助成金(中小企業型) のお知らせ

県では、東日本大震災で被災した沿岸部に所在する事業所において、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに求職者の方を雇用した中小企業の事業主を対象として、「宮城県事業復興型雇用創出助成金」を支給します。

◆助成金額：労働者1人当たり3年間で最大120万円（1事業所当たり総額2千万円が上限）

◆受付期間：令和5年12月8日（金）から令和6年1月17日（水）まで（消印有効）

●宮城県事業復興型雇用創出助成金HP

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/jyosei-top.html>

【お問合せ先】宮城県雇用対策課 雇用創出支援班
(022-797-4661)

7. その他

○メルマガの内容に関するご意見・ご要望

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou04/miyagi-roudoukyoku-goiken>

○登録済み情報の変更

<https://mdh.fm/BeJI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

○宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

○厚生労働省人事労務マガジン

https://www.mhlw.go.jp/stf/merumaga_00.html